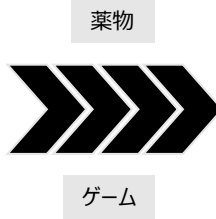


1. 基本的事項

計画期間：令和6年度～令和11年度（6年間）

- アルコール**
アルコール健康障害対策基本法
第14条第1項に基づく都道府県計画
- ギャンブル等**
ギャンブル等依存症対策基本法
第13条第1項に基づく都道府県計画

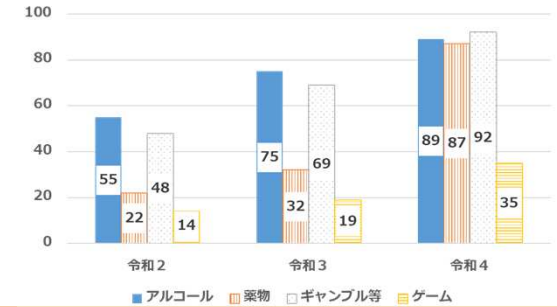
- **複数のものに同時に依存**
- **依存する対象が次々と移行**
- **限られた社会資源を効率的に活用**
- **新たな依存症にも柔軟に対応**



各種依存症の
共通の特徴を踏まえ
包括的に対応できる計画

2-1. 現状

山梨県依存症相談窓口における相談件数



2-2. 課題

＜アルコール＞

- ◆ 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている者は女性で増加
- ◆ 飲酒運転による検挙件数は増加傾向

＜ギャンブル等＞

- ◆ オンラインカジノなど違法な賭博行為が問題
- ◆ 公営競技におけるインターネット投票による売上が増加

＜薬物＞

- ◆ 違法薬物だけでなく市販薬やニコチン・カフェインにも注意が必要
- ◆ 若年層を中心に市販薬の乱用・依存が増加

＜ゲーム＞

- ◆ 中高生のネット依存が疑われる者が急増
- ◆ 年齢規制がないため低年齢層からの対策が必要

4. 具体的な施策

項目	取組内容（主なもの）
施策の柱（1）普及啓発の強化	
①一般県民への周知	・依存症に関する偏見等の解消や対応力の向上を図る依存症サポーターの養成【アルコール】 ・アルコール関連問題啓発週間等での適正飲酒への理解促進【アルコール】 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間等での正しい理解の促進【ギャンブル等】 ・「薬物乱用防止」キャンペーン等の実施【薬物】 ・各地域の住民に対してインターネットの適正利用に関する研修会の実施【ゲーム】
②学校現場等との連携	・専門家派遣による出前講座の実施 ・非行防止教室を通じた指導、危険性の周知 ・教職員を対象とした薬物乱用防止研修会の実施【薬物】 ・児童生徒へのデジタル機器との付き合い方等に関する出前講座の実施【ゲーム】
③不適切な使用・行為の防止	・妊婦健診等を通じて、妊婦自身や乳児への飲酒による悪影響の周知【アルコール】 ・年間を通じた「山梨県飲酒運転絶対減運動」等の実施【アルコール】 ・オンラインカジノに接続して賭博することが違法であることの周知【ギャンブル等】
施策の柱（2）相談支援体制の強化	
①相談支援機会の確保	・依存症相談窓口に通任の相談員を配置 ・当事者向けグループミーティングや家族教室の開催
②支援人材の育成	・相談対応指導者養成研修への職員派遣による相談支援技術の向上 ・市町村や保健所職員等を対象とした支援技術習得のための研修会の開催
施策の柱（3）医療提供体制の強化	
①医療提供体制の整備	・専門医療機関及び治療拠点を含め、適切な医療を提供
②専門医療の提供	・多職種の連携により、治療・支援プログラムの提供 ・入院（通院）中からの自助グループとの連携
③医療従事者の育成・確保	・治療指導者養成研修への医療従事者派遣による専門医療の質の向上
施策の柱（4）回復過程を温かく見守り、応援する社会的気運の醸成	
①社会復帰支援の充実	・就労に向け、職業訓練や職場定着までの支援 ・住宅の確保が困難な者に対する住宅の提供等
②民間支援団体の活動の充実	・地域での支援体制整備のため、民間支援団体が行う普及啓発セミナー、相談会、デジタルデトックス等の活動に助成
③包括的な支援体制の構築	・行政、医療、福祉、司法、自助グループ等の関係機関において、地域における課題等を共有し、包括的な支援体制を構築

5. 目標及び推進体制

＜目標＞

指標（内容）	現況（R4年度未現在）	達成目標（R11年度）
依存症サポーターの養成	0人	600人 ※年間100名養成
相談対応指導者の養成	18人	42人 ※年間4人、各依存症1人ずつ
治療指導者の養成	33人	57人 ※年間4人、各依存症1人ずつ
治療拠点機関の整備	【アルコール】 山梨県立北病院 【ギャンブル等、薬物】 未整備	【アルコール、ギャンブル等、薬物】 各依存症1箇所以上

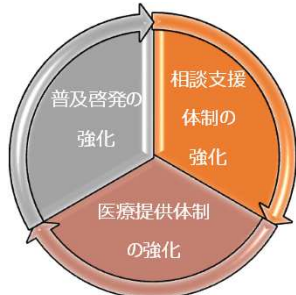
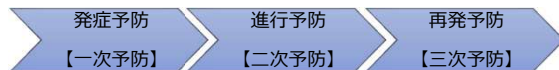
（主な関連指標（健やか山梨21（第3次）における数値目標）

指標（内容）	現況（R4年度）	達成目標（R17年度）
生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者	男性：12.3% 女性：11.6%	男性：10.1% 女性：9.5% (妊婦、未成年：0%)
喫煙率の減少	15.7%	13.9% (妊婦、未成年：0%)

＜推進体制等＞

- **推進体制**
「山梨県依存症対策懇談会」において、実施機関への助言・指導等
- **計画の見直し**
計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直し

3. 基本的な考え方



回復過程を温かく見守り、応援する社会的気運の醸成